

平成 23 年度事業計画

< 一 般 会 計 >

第 1 馬の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業

1 乗用馬等の生産育成振興事業

(1) 乗用馬等の生産育成指導事業

① 生産育成指導管理

乗用馬の生産育成を指導・促進するため、指導技術者及び事務員各 1 名を置く。

② 乗用馬の生産育成促進指導

ア 北海道地区及び岩手県遠野地区等の乗用馬生産基盤を強化するため、現地に適した生産体制について検討会を開催する。

また、生産地帯で開催される乗用馬市場のせり名簿等の作成について助言、協力するほか、乗馬クラブ等に対して新たに乗用馬の生産を行うために必要な情報提供を行う。

イ 乗用馬の資質の向上を図るため、優良な血統の雌馬を購入・配置するほか、生産地に本会有種雄馬を配置し、その利用促進を図る。

(2) 日本在来馬の保存活用推進事業

① 連絡調整事務

日本在来馬の保存活用に係る各馬種団体の保存活動の円滑な運営と活性化を図るため、連絡調整事務を行う。

② 日本在来馬の保存登録

在来馬の保存のため、北海道和種、木曾馬、野間馬、対州馬及び宮古馬について登録を行う。また、与那国馬については、引き続き登録体制の整備を図る。

(3) 馬事振興検討会の開催

日本中央競馬会及び馬事関係団体が連携して取り組むべき馬事振興策について検討を行うため連絡協議会を開催する。

2 農用馬等の生産振興事業

(1) 農用種雄馬の整備事業

農用馬の資質の向上と増産を図るため、農用種雄馬の整備と生産地への適正配置を行う。

① 種雄馬の借受配置（転貸）

十勝牧場で生産育成された純粋種を借り受け、主要生産地に配置する。

② 種雄馬の購買配置

ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の中から候補種雄馬を購入し、主要な生産地に配置するほか、フランスから改良に必要な純粋種を購入し、十勝牧場に配置する。

(2) 種馬登録事業

北海道においては輓系馬、乗系馬及び小格馬、岩手県においては輓系馬及び乗系馬、青森、島根、長崎、熊本、宮崎の各県においては輓系馬を主体に登録を行う。また、その他の地域においても随時登録を行う。

① 登録事務の推進

種馬登録事務の適正かつ円滑な実施を図るため、本部及び北海道事務所に技術者、事務員を配置して登録事務に当たるほか、関係団体等の協力を得て登録事務の推進を図る。

ア 登録審査委員

登録審査委員については、人事異動等必要に応じ、本会役職員、学識経験者、関係団体の役職員のうちから適任者を委嘱（任命）する。

イ 登録審査委員の研究会

登録審査を厳正に実施するため、登録審査委員を対象に登録実務研究会を開催し、審査技術の向上を図る。

② 登録の審査

登録申込みのあった馬については、関係書類及び実馬を審査して登録を行う。

〔登録見込頭数〕

区 分	輓 系 馬	乗 系 馬	小 格 馬	在 来 馬	計
血 統 登 録	1,574	192	276	174	2,216
繁 殖 登 録	258	47	75	41	421
個 体 識 別 等	—	10	8	—	18
計	1,832	249	359	215	2,655

③ 登録証明書の発行等

種馬登録証明書を交付するとともに、登録情報をインターネットで開示する。

(3) 馬生産推進事業

① 農用種雄馬の適正配置

ア 種雄馬配置協議会の開催

家畜改良センターから借受けた種雄馬の適正配置を図るため、配置協議会を開催する。

イ 種雄馬の管理指導

(ア) 配置種雄馬の管理を適正に行うため、管理状況の把握と管理指導を行う。

(イ) 交配種雄馬の選定、配置転換及び登録審査の参考に資するため、種雄馬名簿を作成し、関係者に配布する。

② 農用馬の生産振興

ア 農用馬の生産技術の指導

農用馬の生産を促進するため、技術者及び飼養者を対象とした技術講習会等を開催する団体に指導奨励金を交付する。

エ 診療技術研修会の開催

馬の診療技術者の養成及び生産技術の向上を図るため、研修会を開催する。

③ 優良農用馬資源確保のための緊急特別対策

ばんえい競馬の競走馬資源を確保するため、ばんえい競馬主催者が競馬番組で定める2歳馬競走の優勝馬等の生産者に対して、生産者賞を給付する事業に対して助成金を交付する。

3 家畜改良体制運営事業

(社)家畜改良事業団が行う家畜改良データベースに種馬登録データの入力を行い、血統登録データの活用を図る。

第2 褒賞の実施

農用馬等の生産振興を図るため、地域で行われる馬の共進会の優秀馬、ばんえい競走の重賞競走の勝馬、全国装蹄競技大会優勝者等に対する褒賞を行う。

第3 その他庶務的事項

1 広報

ホームページを活用した広報活動を行う。

2 事務体制の強化

事務委託団体及び関係機関と一層の連携を図る。また、公益団体の認定を受けるための準備を進める。

3 会議等の開催

当協会の事業運営について審議・協議するため、総会、理事会等を適宜開催する。

< 特別会計 >

第1 馬の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業

1 馬事普及啓蒙推進事業

馬事知識の普及、馬の利用促進及び農用馬の生産振興を図るため、次の事業を行う。

(1) 馬事普及啓蒙対策事業

- ① 馬事振興検討会を開催する。(一般会計の第1の1の(3)に同じ。)
- ② ホームページを逐次更新し、各種馬事知識の普及啓蒙を行う。

(2) 馬事普及のための特別対策事業

地方競馬場及び畜産関係団体等が畜産フェア、農業祭等において開催する馬事普及教室等に対し、その経費を助成する。

(3) 馬事思想普及用機材の貸付事業

畜産団体等が行うホースイベント等に展示用のパネルを貸し出すとともに、配布のブックレットを提供し、馬事思想の普及向上を図る。

(4) 馬事普及関係資料の収集分析機器の設置事業

電算機を利用して馬の登録情報等を集積・管理・提供する。

(5) 優良農用馬の生産振興対策事業

農用馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研究開発等に対し支援する。

(6) 農用馬の生産振興等緊急特別対策事業

家畜伝染病及び法定外伝染病(馬パラチフス等)に関する防疫・蔓延防止対策等農用馬の生産振興上緊急を要する事態に対処する。

(7) 農用馬生産者の馬事知識普及啓蒙事業

全道規模で行われる馬の共進会、生産者団体等が行うホースイベント等に対して支援を行う。

(8) 優良農用馬生産者の表彰事業

農用馬の生産意欲を喚起するため、ばんえい競馬の生産の指標となる基幹2競走の出走馬の生産者を表彰する。

(9) 農用馬生産振興推進事業

全国の農用馬生産地を3ブロック(北海道、東北、西日本)に分け、それぞれの地域の実態に即した生産振興策を検討するブロック会議を開催する。

2 日本在来馬種保存事業

日本在来馬種保存のため、次の事業を行う。

- (1) 日本在来馬種の保存に必要な飼育管理費、保存活用研究費、施設等整備費をそれぞれの保存会に助成する。
- (2) 保存会関係者の飼養管理技術の向上を図るため専門家を派遣するとともに、保存・利活用を推進する。

- (3) 絶滅が危惧される3馬種（対州馬、宮古馬、与那国馬）については、馬種ごとに必要な施策（施設整備、繁殖技術指導、登録）を行う。

3 アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業（平成21～23年度）

アニマルウェルフェアに対応した馬の飼養管理指針の普及のため、次の事業を行う。

(1) 事業推進委員会・専門部会開催事業

前年度に作成したアニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針の普及定着について検討する。

(2) アニマルウェルフェア普及啓発推進事業

アニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針を普及定着させるため、普及啓発のための冊子の作成配布、国民や生産者等に普及させるためのセミナーや現地勉強会等を開催する。

4 馬能力向上推進事業（平成22～24年度）

国内生産馬の能力を向上させるため、次の事業を行う。

(1) 馬能力向上推進委員会の開催等事業

学識経験者等からなる推進委員会及び専門委員会を開催し、馬事関連団体の連携システムの構築及び国内生産実態に即した馬能力評価方法作成のための検討を行う。

(2) 情報一元化システムの整備事業

馬の個体情報の一元的な管理及び利用に向け、馬事関連団体が持つデータベースを各団体のホームページ上で一致させるためのシステム整備を行う。

(3) 馬能力評価方法の調査検討事業

- ① 海外における馬能力評価方法等について調査を行う。
- ② 国内及び海外調査・検討に基づき、馬の能力評価手法のプロトタイプを作成する。

5 馬人工授精普及定着化事業

（新規申請中：日本中央競馬会畜産振興事業（平成23～25年度）

馬人工授精技術の普及・定着のため、次の事業を行う。

(1) 事業推進委員会の開催

学識経験者等からなる推進委員会を開催し、事業の効率的な推進等について検討を行う。

(2) 優良種雄馬の凍結精液の製造・保管

全国の優良な種雄馬を集めて凍結精液を製造・保管するとともに、全国の馬産地に配布し、人工授精技術の普及・定着に向けて指導を行う。

（巡回指導等は、24年度以降に予定）